

居延漢簡にみる候官についての一試論

——破城子出土の〈詣官〉簿を中心として——

永 田 英 正

【要約】 建国いろいろ匈奴の攻勢に苦しめられてきた漢王朝は、武帝の時にいたって反撃を開始した。そして紀元前一五年には匈奴を河西の地から漠北に逐いやることに成功し、この地に漸次張掖、酒泉、敦煌、武威のいわゆる河西四郡を置いて西方への交通路を開くとともに、匈奴に対する守りをかためた。当時、居延は張掖郡の北部に位置する最前線の防衛基地であったが、一九三〇年にここから多数の木簡が発見された。これが居延漢簡とよばれるものである。本稿ではこのうち当時の甲渠候官の遺址から出土した仮に「詣官」簿とよぶ一群の簿録の検討から、従来ほとんど明らかにされていない候官の機能と職掌について考察した。その結果、候官は基本的には都尉府と前線の候際との中間にあつて候際を統轄し、都尉府の命令を候際に伝え、また前線の状況を都尉府に報告するパイプ的存在であつたが、実際の運営に当つては頻繁に集議をひらいて命令を徹底させ、候際より提出される各種報告類には厳重な査察を加え、吏卒の違反や怠慢を厳しく監視した。また候際の吏卒の勤務上のあらゆる事務手続はすべて候官で処理されたが、候官は同時に食糧を配給するほか、内郡から送られてくる賦銭を管理し、賦銭によつて候際の必需品を購入し供給する重要な兵站基地でもあり、軍事地帯における公私の経済生活の中心であつたことが注目される。

史林 五六卷五号 一九七三年九月

一九三〇年に内蒙古のエチナ河畔でいわゆる居延漢簡が発見されていらい、すでに半世紀ちかくなる。其の間、漢代史を解明する多くの研究が発表されたが、資料の性質上、とりわけ漢代辺境の軍事組織が具体的に明らかにされたことは重

要である。^①

これらの研究によると、漢代河西四郡の一つ張掖郡においては、張掖太守府のもと、北の居延と南の肩水とに都尉府を置いてこれを二大軍事基地とし、それぞれの都尉府のもとには数個の候官を配し、候官の下にはさらに候、廛を置き、都尉府——候官——候——廛という一連の緊密な軍事組織でもって匈奴に対する前線の守備を固めていた。

都尉府の長官は都尉である。都尉は一郡の軍事の最高責任者であるが、張掖郡における居延と肩水のごとく、辺郡では一郡に数都尉がおかれ、秩は太守につぐ比二千石であった。都尉の下には副官として丞があり、他には武官としては司馬、千人、文官には掾、曹史、卒史、属、書佐などがあった。辺郡の都尉府が防衛軍の後方基地であるとすれば、防衛軍の最前線にあったのが候、廛であった。候には候長のほかに士吏と書記として候史があり、廛には責任者として廛長がおかれていた。そして候には十名前後、廛には三～五名前後の戍卒が配置され、彼らは監視哨を中心に日夜敵の襲撃を見張るとともに、有事の際には都尉府など後方の主力部隊に伝達する重要な使命をになっていた。そしてこれら候や廛の実際の運営にあたってその中核となったのが、候官であった。

居延漢簡では現在までのところ、北の居延都尉府の下には珍北候官、卅井候官、居延候官、甲渠候官の四候官があり、南の肩水都尉府の下には裒佗候官、廣地候官、肩水候官の三候官があったことが知られている。これら候官の長を候または鄯候といった。王国維は『流沙墜簡』の中で『統漢書』百官志の「大將軍の營は五部、部ごとに校尉一人ありて比二千石、軍司馬一人ありて比千石なり。部の下に曲あり、曲に軍校一人ありて比六百石なり」という文を引用し、「都尉の名と秩は校尉に対比できる。したがって都尉の下は候官は校尉の下は軍校に相当するだろう」として候を比六百石の官にあてている。^②事実、居延漢簡の中には「右鄯候一人、秩比六百石」と明記した簡があり、王氏の仮説をうらづけている。このほかに候官には副官として尉——塞尉、鄯尉ともいう——があり、武官には士史、文官として令史、尉史などがそれぞれ若干名配置されていた。これに戍卒を加えると、候官の吏卒はおよそ一〇〇名前後というのが規模であった。また一候官が

管轄する候際の数は、たとえば甲渠候官の場合では少くとも候が一三、際が九二あったことが判明している。^④いま仮に候には候長、士吏、候史各一名と戍卒一〇名、際には際長一名と戍卒四名がいたとして計算すると、際長以上の吏は一三一名、戍卒は四九八名となる。これよりして一候官の管轄する候際にはおよそ一三〇名前後の吏と五〇〇名前後の戍卒が配置されていたことが推測される。

以上が候官の構成と規模の概略である。ではいったい、これら候官が当時の辺境防衛組織の中で具体的にどのような機能を果たしていたかという点になると、従来の研究はもっぱら候際に集中しており、時に候際に関連して候官にふれることがあっても部分的にしかすぎず、候官についてはそれが候や際に統轄する哨戒基地であり、軍事基地であるという以外、全体としてほとんど何も解明されていないのが現状である。したがって、候官の研究は漢簡研究の中で今日に残されている大きな課題の一つとなっている。しかも候官の研究は、ただ単に前漢時代の辺境における軍事組織の問題にとどまらない。たとえば『統漢書』郡国志によると、上郡の領県十城の一つに候官があり、張掖属国の五城の一つに候官がふくまれるなど、後漢時代になると候官は県と同じ一行政単位として名をつらねるようになるが、もちろん正史の上からはその実態を知ることができない。そこで後漢時代のこうした候官の機能と運営を知る上からも、漢簡にもとづく主として前漢期の候官の研究が必須のものとなってくるのである。

では候官の機能と職掌を具体的に明らかにするためにどうしたらよいのであろうか。それには方法論としては、候官のおかれた遺址から出土した全木簡を綿密に分析し検討することが必要である。いま居延漢簡を出土地別にみると、およそ破城子(Mu-durbeljin)出土簡が五二〇〇点、地湾(Ulan-durbeljin)出土簡が二〇〇〇点、大湾(Taralingin-durbeljin)出土簡が一五〇〇点、瓦因托尼(Wayen-torei)出土簡が三〇〇点、その他となっている。^⑤このうち破城子は甲渠候官、地湾は肩水候官、瓦因托尼は珍北候官がおかれた遺址であるから、居延漢簡の大部分は候官の遺址から出土したものである。したがって居延漢簡を出土地別に整理するということは、とりもなおさず候官文書を整理することにはかならないのである。

る。ただここですぐに出土地別に候官文書を取り上げようというのではない。この小論は、そうした候官文書の分析に先きだち、破城子すなわち甲渠候官の遺址から出土した仮に「詣官」簿とよぶ一群の簿録の検討を通じて候官の機能と職掌の一端をさぐることを目的としたものである。試論としたのは、そのためである。

① 漢簡を扱った研究はいずれもこの問題にふれているが、専論としては次のようなものがある。

勞幹「從漢簡所見之辺郡制度」国立中央研究院歴史語言研究所集刊八 2、一九三九。

賀昌羣「烽燧考」国立北京大学四十週年記念論文集乙一上、一九四〇。

勞幹「釈漢代之亭障与烽燧」国立中央研究院歴史語言研究所集刊一九、一九四八。

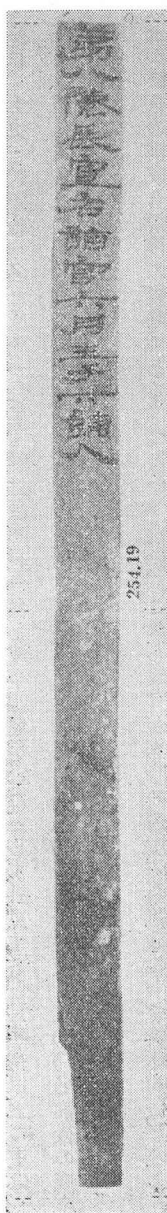
藤枝晃「長城のまもり」自然と文化別編二、一九五五。

同「漢簡職官表」京都大学人文科学研究所創立廿五周年記念論文集、一九五四。

② 王国維『流沙墜簡』燧燧類六。

二

いま仮に「詣官」簿とよぶ木簡は次のようなものである。



例 1 第八隊長宣召詣官六月壬子下鋪入

二五四・一九

図二九九 甲一三一

③ 簡番号二五九・二、図三四九頁、甲一三六七。

④ 拙稿「居延漢簡燧燧考」（東方學報京都三六、一九六四）を参照。

⑤ Bo Sommarström: *Archaeological Researches in the Edsen-Col Region, Inner Mongolia*. 2 vols. Stockholm 1956-58. 246p.

⑥ 陳夢家「漢簡考述」（考古學報一九六三）によると、破城子すなわちA8の第一、第二發掘地区を甲渠候官あととし、第三、第四發掘地区を居延都尉府あとに推定している。しかし後者の推定には問題があり、それについては注⑦の別稿にて詳述する予定である。

⑦ とくに破城子出土簡については、「居延漢簡の集成」と題して東方學報京都四六に發表の予定である。

例 2



例 2 第廿三候史良詣官受部吏奉三月乙酉平旦入

一六八・五〇二二四・一三 図三三一 甲九六七

はじめに漢簡を記載する上での説明をしておく。例 1 の場合、簡文の下に二五四・一九とあるのは簡の番号で、傅振倫氏の付したものと いわれる。このうち上の数字は発掘者 F・ベルグマン氏の採集袋の番号、下の数字は同一袋内の整理番号である。したがって上の番号によって出土地点が示される。簡番号の下の図二九九とあるのは、一九五七年に台湾の中央研究院歴史語言研究所から出版された『居延漢簡図版之部』の頁数を示し、次の甲一三一一とあるのは、一九五九年に北京の中国科学院考古研究所の編輯のもとに出版された『居延漢簡甲編』の図版番号を示す。なお以下の積文で□印は釈読したい文字を示し、簡の上端あるいは下端が切断して字数が不明の場合には□印を付した。

さてこの挿図からも明らかのように、文字は幅約一センチメートル、長さ約二三センチメートルの通常の本簡の上半分に書かれている。意味は例 1 は「第八際の際長である宣が、呼出しをうけて官に出頭し、六月壬子の日の下鋪の時刻に入った」というものであり、例 2 は「第廿三候の候史である良が、官に出頭して所属の吏の俸給を受取る。三月乙酉の日の平旦の時刻に入った」というものである。ここにみえる第八際、第廿三候はいずれも甲渠候官所属の候際である。^①また本簡の出土地を示す上番号の二五四および一六八、二二四がいずれも甲渠候官のおかれた破城子であることから、ここにいう「官」とは甲渠候官を指すことは疑いない。また「入る」とは候官の区域おそらくは候官の門など建物の中に入ること、いわゆる「詣官」簿とは候官に出頭した際の一種の着到簿と考えてよいだろう。^③このような「詣官」簿の存在は、漢代ことに辺境軍事地帯における往来、通行の厳重さを語るものであるが、これが資料として重要なのは、先の例でもわ

かるように多くの場合に候官に出頭した用件ないしは目的が併記されていて、候官の機能を知る手がかりを与えてくれることである。これが本稿でとくに「詣官」簿を取り上げた理由である。

ところで近年、M・ローウェ氏は大著『漢代行政の記録』Records of Han Administration を発表し、その中で居延漢簡を出土地ごとに書式別に分類することを試みた。④ここで取上げようとする破城子出土の「詣官」簿は、ローウェ氏の著書ではMD (Mu-dunbeijin の略) 13の番号のもとに次の50簡をあげている。なお簡文の上の記号と番号は、この小論で説明の便宜のために付したものである。

- L 1 第十三隊長召詣官某月癸丑蚤食入 二六・一二 図一四〇 甲一九四
- L 2 城北候長克職事数毋状詣官自般八月甲申平旦入^⑤ 二〇三・三八 図一五九
- L 3 第十七候長譚持射具詣官射八月甲午食[□]入 二〇三・一七 図一六二
- L 4 吞遠士吏褒召詣官八月甲午日中入 二〇三・一七 図一六二
- L 5 [□]長[□]詣官八月甲午下舖入 二〇三・六四 図一五九
- L 6 第廿八隊長馬萬將省卒詣官八月乙未蚤食入 二〇三・一 図一三三
- L 7 臨之際長威為部市藥詣官封符八月戊戌平旦入 二八六・一一 甲一五六〇
- L 8 驚虜際長詡召詣官八月戊戌平旦入 二〇三・一一 図一三三
- L 9 制虜際長房召詣官八月戊戌[□] 一七六・三九 図二四〇
- L 10 [□]將部卒詣官某正月戊寅蚤食入 二四四・四、二四四・六 図三〇一 甲一二九一
- L 11 第廿三隊長忠行塞還詣官正月戊寅蚤食入 二五七・三一 図二四八
- L 12 第廿二隊長褒調守臨木候史詣官正月辛巳下舖入 二八六・二四 図三〇一 甲一五六六
- L 13 遮要候長上官客召詣官三月己卯平旦入 四五八・二 図四三三

L 14	第廿三候史良詣官受部吏奉三月乙酉平旦入	一六八・五	二三四・一三	圖三三一	甲九六七
L 15	第二際長褒將部卒詣官稟三月丙戌蚤食入	一三三・一六	圖二二四	甲七六九	
L 16	第廿一際長導母不幸死詣官取寧五月辛巳食時入	二六四・一〇	圖二一九		
L 17	第十七候長譚送省卒詣官五月己丑蚤食入	四人	二五四・一五	圖二二九	甲一三〇七
L 18	四候長放詣官六月辛亥蚤食入	五二五・五	圖二六〇	甲二二九七	
L 19	三堆際長良召詣官六月辛亥下鋪入	一六八・一八	圖三二一	甲九七四	
L 20	第八際長宣召詣官六月壬子下鋪入	二五四・一九	圖二九九	甲一三一一	
L 21	第九際長宣召詣官六月壬子下鋪入	二五四・六	圖二九八	甲一二九九	
L 22	第一際長詡將部卒詣官稟六月癸丑平旦入	二五四・八	圖二二九		
L 23	第十四際長鳳將部卒詣官稟六月癸丑平旦入	八九・一一	圖二三四	甲五〇八	
L 24	萬歲際長放將詣官稟六月癸丑平旦入	二五四・二	圖二九九	甲一二九八	
L 25	餅庭候長永詣官六月癸丑食時入	二八六・二一	甲一五六二		
L 26	候史良召詣官六月甲寅平旦入	二五四・九	圖二二九		
L 27	吞遠候長放昨日詣官上功不持射具当会月廿八日部遠不及到部謹持弩詣官射七月丁亥蚤食入				二〇三・二四
L 28	候長上功不持射具遠不及到部謹持弩詣官射七月丁亥蚤食入				二〇三・一八
L 29	士吏晏召卒還詣官八月辛未鋪坐入	甲封以以以	一六〇・七	圖三三〇	甲二四三〇
L 30	萬歲士吏就対府還詣官十月庚午下鋪入	二六六・四	圖三二三	甲一三九一	

圖一六二

L 31 第□候長譚詣官上功□□□□十一月甲戌蚤食入 二〇三・四〇 図一五九

L 32 察微際長昌將省卒詣官十一月甲戌平旦入 駒望卒趙小奴十二月正月已稟 八九・五 図二三四 甲五〇六

L 33 第十候史殷省伐慈其第十三際卒高鳳去作亡賜中部田舍闕傷男徐武毋狀詣官自□十一月辛丑食坐入 一三三・一五

図二二八 甲七六五

L 34 第廿三候史良詣廷^⑦受部吏^⑦□ 一七四・六 図一六六 甲九八八

L 35 □東奉十一月庚子平旦入 一七四・一〇 図一六六 甲九八八

L 36 □ 十二月甲寅免食入 四八二・八 図四三三

L 37 第十七候長立召詣官十二月己巳蚤食入 一六一・七 図三〇二 甲九五八

L 38 □亥下餚入 一六八・一五 図三二一

L 39 第一際長趙並初除詣官□ 二八七・二二 図四四四

L 40 □蚤食入 二八七・一六 図三三六

L 41 臨桐際長誼□召詣官□ 一八八・二四 図三一〇

L 42 □己酉日下餚入 四一三・八 図一〇九

L 43 萬歲候史段召詣官□月甲寅平旦入 二八六・三〇 図二四二 甲二四二五

L 44 □平旦入 一七八・二六 図二八九

L 45 □木候長王客詣官受□ 二三一・五 図二八五

L 46 武彊際長並持延水卒責錢詣官閏月辛酉□ 二三一・二八 図二八四

L 47 第六際長護將部卒□ 五九・一七 図二五〇 甲四四一

L 48 不侵候長晏詣□ 一七四・一四 図一六七

このほかにローウェ氏は、MD13と同じ書式の破城子出土簡として、更に12簡を追加している。

- L 49 第十守候長歆詣官受吏奉十一月□□ 一七四・九 図一六七
- L 50 第四候長放召詣官三月□□戌 五二・六二 図一八八
- L 51 當曲際長武持□所辟火報詣官九月丁未日出入 五九・三六 図二五一
- L 52 □長朱就持尉功算詣官平 六月己巳蚤食入 九五・三 図二八〇 甲五四九
- L 53 □月丙寅日中入 一一〇・七 図一九五 甲六二〇
- L 54 第卅二際長聖初除詣官□ 一一五・一 図一八五 甲六四五
- L 55 餅庭際長郵尊詣官□ 一二三・四六 図一五五
- L 56 □詣官 一二〇・三一 図二九三
- L 57 □長呂尚詣官粟 正月□ 一二二・六〇 一二二・七 図一七九 甲一二三三
- L 58 第六際長□將省卒三人詣官八月□□□□ 一二三・四八 図五九二
- L 59 第七際長宗詣官□□□十月甲寅蚤食入 二五八・二二 図二三五
- L 60 □詣官還負錢十一月甲戌蚤食入 二七六・一四 図五二九
- L 61 第廿四際長石匡史還詣官□ 四八一・一B 図一五三
- L 62 □ 正月戊寅日入 四八二・二〇 図五〇五
- しかし、いま全破城子出土簡を点検するに、ローウェ氏のあげたもの以外にも更に次の11簡をあげることができる。
- 簡1 當曲際長関武持郵書詣官十月己亥蚤食入 四六・六 図三四五 甲三三七
- 簡2 第十二際長詣官自言五月戊子餽□ 五二・五〇 図一九〇 甲三七三
- 簡3 第卅六際長成父不幸死当以月廿五日葬詣官取急四月乙卯蚤食入 五二・五七 図一九〇 甲三六三

簡4 第卅八隊長謡母死詣官寧三月□ 五九・三九 図三二九 甲四二八
 簡5 餅庭候長仁将部吏詣官七月辛酉蚤食入 一一三・二七 図二二六
 簡6 □庭士吏□召詣官十一月□ 二一四・六一 図四四九
 簡7 □詣官受十一月奉十二月乙巳下舖入 二四四・七 図二六〇
 簡8 □長忠召詣官□□□□□ 二七二・三九 図一五二
 簡9 餅庭候長仁詣官受部禄八月□ 三二・一八 図二五六
 簡10 第四候長弘候史臨迹還詣官五月丁亥下舖入 三二・二一 図二五五
 簡11 第十候長忠将候史蕭竝詣官□ 一二三・二四 図一二九 甲六七七
 また多くの「詣官」簿が簡の上端から職官名、姓名もしくは名、「詣官」と其の理由、到着した月と日の干子、時刻をつづけて書くのに対し、ローウェ氏のあげた簡の中には、たとえばL 36、L 52、L 56、L 57、L 62のように、明らかに「詣官」と到着の月日とを分離して書き、通例と異なる書式のものがある。このような書式のもものは地湾出土簡の中に見られるが、破城子で二種類の書式があるのは、いちおう時期による相違かもしれないが記録者による相違と解し、ローウェ氏のごとくこれと同じ「詣官」簿の範疇に入れるとすると、更に次の6簡を加えることができる。

簡12	□□	六月辛亥入	五八・一八	図二〇〇	甲二四四四
簡13	□	六月辛亥舖時入	一一五・二	図一八五	甲六四八
簡14	□還詣官		一三二・二一	図一四八	
簡15	第十泰候長趙彭詣官賜勞		二二〇・三	図二九三	
簡16	□長□隆召詣官	六月庚戌食坐入	二三一・四九	図二八三	
簡17	□詣官封符		四八二・一六	図四三三	

そのほか、たとえば L 38、L 40、L 42、L 44、L 53、L 62 のように単に「日時入」を以て「詣官」簿の断片とするならば、更に次の簡を追加すべきである。

簡 18 □亥鋪坐入 二二・八 図一七九

簡 19 □鋪坐入 五二・一八 図一八九

以上、書式の上から破城子出土の「詣官」簿と考えられる簡を列挙した。ただこの中で、ローウェ氏のあげた簡のうち、L 13 の簡は、上番号四五八から出土地は P 9 すなわち博羅松治 (Borotsonchi) で卅井候官の遺址とされるところであり、破城子のグループから除外しなければならない。居延漢簡中、いわゆる「詣官」簿で出土地の判明するものは、ここにあげた甲渠候官の 80 例が圧倒的に多く、他に肩水候官の僅かに 2 例があるに過ぎなかった^⑥。しかし、今この L 13 の資料を卅井候官に加えることにより、「詣官」簿すなわち候官に到着した着到簿が甲渠や肩水のみにみられる特別なものではなく、それぞれの候官ごとに存在していたことを示す、より有力な証拠を提供することになる。

① 拙稿「居延漢簡燧燧考」を参照。

② 拙稿「居延漢簡燧燧考」注(5)を参照。

③ 「入」の解釈にはなお問題がある。敦煌漢簡にも

大煎都縣長尉良持器詣府渠月戊子日下帥時入関(敦四三六)

のように居延の「詣官」簿と同じ書式のものがある。ここでいう府は玉門都尉府、関は玉門関を指し、これは大煎都縣長が玉門都尉府に出頭するために玉門関を入った記録である。居延漢簡でもたとえば肩水金関の通関記録など、ただ単に「入」「出」とだけ記されており、一般に「入」といえば関門に入る意に用いられることが多いのだが、しかし居延の「詣官」簿の「入」を敦煌簡と同様に「入関」の意味にとらなければならぬ根拠は何もない。かつてこれを居延渠索関を通過した記録としたが(注①の拙稿)、甲渠候官のおかれた破城子から出土

したことを有力な証拠として、候官に出頭した際の着到簿と改める。

④ Michael Loewe: *Records of Han Administration*, 2 vols. Cambridge, 1967.

⑤ 饒宗頤氏が「居延零簡」(『金瓶論古綜合刊』第一期所収、一九五七)で紹介したもので簡番号を欠いているために出土地は不明である。ローウェ氏の説明はないが、城北候は簡番号二〇三・一五の簡によって甲渠候官所屬の候であることが明らかであり、破城子出土簡の中に入れることが可能である。

⑥ L 28 は一部よこのために文字が判読できないが、L 27 とまったく同文とみなされ、いずれかが本文書であった。ここではいっおう L 27 を本文書として扱うことにする。

⑦ L 34 と L 35 は一つの簡が上下に切断したもので、甲編には綴合した

図版をのせている。なおL34の「詣廷」という言いかたは他に例がない。内容は吏の俸銭を受取りに行ったものである。とすれば支払場所の後述のように候官でなければならないが、図版では明らかに「廷」である。これは「官」の誤記か、あるいは候官を廷とよんだのであろうか、疑問として残しておく。

⑤ 地湾出土簡には次のものがある。

肩水右後候長樊褒詣府对功曹

二月戊午平旦入

一五・二三

図一〇二

□ 二月丁巳平旦入

五一・一三||二二・二五 図一四五

⑥ 注⑤を参照。なお出土地不明の簡の簡番号をあげておく。

七八・一〇(図一七二、甲六四八) 七八・一三(図一七二) 三九
五・一二(図一〇二) 四五四・四(図一〇七) 四五四・一一(図
一〇七) 四五四・二八(図一〇七) 四五九・二(図五三) 四八
六・三(図三〇九)

なおローウェ氏は出土地不明の中に一四〇・一九(図四一六)を加えるが、これは明らかに書式が異り、別の種類の文書である。

三

前節で「詣官」簿の書式についてみてきたが、次に「詣官」の具体的な内容について考察することにしてしよう。

先ず第一に、候官に出頭する用件ないしは目的で圧倒的に多いのが「召されて官に詣る」というケースである。資料をあげればL1、L4、L8、L9、L19、L20、L21、L26、L37、L41、L43、L50、簡6、簡8、簡16がこれに該当する。この場合の「召」と釈するもとの字を「召」とするか「名」と釈するかは問題のあるところである。勞榦氏の釈文および『居延漢簡甲編』ではいずれも「名」と釈するのに対して、ローウェ氏はすべて「召」字に改めて解している。隸書で「召」と「名」とが混同している例は、たとえば漢碑の中で「孔廟置守廟百石卒史碑」の「詔」の字のつくりを「名」としていることにも見られる。しかし石刻と異り木簡の中では「名」と「召」とははっきりと区別されていたようである。ただL1とL41とは「名」と読めるが、両簡とも図版をみるかぎりかなり後世の補筆が入っており、もともと「名」であったかどうか疑問である。これ以外に例がないところから、ここではローウェ氏の釈読をとることにした。

さて、ここにあげた召されて、すなわち呼出しをうけて候官に出頭する場合に、いずれも用件が記されていないが、私

見よりするにそれには二つあったと考える。先ず顕著な例として次の簡をあげよう。

A □郵書失期前数召候長敝詣官対状 □ 一二三・五五 図一五五 甲六八七

ここでの郵書失期とは、具体的には

B 臨木卒我付誠敖北隰卒則界中八十里書定行九時留遲一時解何 一三三・二三 図二二六 甲七六七

といった書檄の内容とセットをなすものである。すなわち当時辺境地帯における文書の通伝には、事故防止のために、たとえば臨木隰から誠敖北隰までの八十里は九時というように区間距離にあわせて所要時間が定められていた。そして実際の通伝に際しては、

C 南書二封 皆都尉章 詣張掖太守府 六月戊申夜大半三分執胡卒□受不 一八五・三〇四九・二二 図一四二
侵卒案己酉平旦一分付誠北卒良

のように、各中継地において中継の日時（六月戊申夜大半三分、己酉平旦一分など）と中継者（執胡卒□、不侵卒案、誠北卒良など）を記録した簡を所定の区間ごとに新しくつけかえながら郵便物とともに伝送し、その記録が完了すると後日の証拠として候官へ提出することになっていた。簡Aはそうした郵便の伝送が規定の時間どうりに行われず、しばしば遅延することについて候長の敝に対して候官に出頭して申し開きを命じた、いわゆる召喚状である。同様に

D 詣官会辛亥旦須有所驗毋以它為解 二五九・一一 図三五四

も、内容はわからないが職務上の不都合を指摘され、候官で嚴重に調査すべく「辛亥の日の旦に会せよ」と日時を指定して候官への出頭を命じたものである。また

E □虚積八日解何甚毋状檄到 □ 一五六・三五 図一七〇

は勤務日数を八日間よけいに申告していたのが暴露して「何と解するか、甚だ毋状なり」と敝しく譴責しているが、「檄到らば」のあとは、この文書が到着しだい期日までに出現して釈明するよう命じた文辭がくるのが普通である。

このような候官からの喚問に応じて出現したのが「召されて官に詣る」の一つのケースであった。すなわち「召されて

官に詣る」の中には、先ず以上のように候官から職務上の違法や怠慢を指摘され、喚問に応じて釈明のために出頭したものであったことが知られる。

しかし候官がこうした呼出しをかけるためには当然、日常の候際の勤務状態を十分に掌握していなければならなかった。先に引用した通伝の記録はその好例であるが、居延においては漢の上計の制度の一環として際単位あるいは候単位に各種の詳細な記録をつくり、月ごとに簿録を作成して候官に逐一報告する仕組みになっていた^②。たとえば戊卒の異動をまとめた「在署名籍」、戊卒の疾病や治癒の状況を記録した「疾病簿」、戊卒や戊卒の家族の食糧配給台帳ともいうべき「卒粟名籍」「卒家屬粟名籍」、戊卒の雑役に従事した記録である「作簿」、候際の勤務の中でも特に重要な毎日の天田の見廻りに関する「日迹簿」、信号の伝達を記録した「举書」、設備品の台帳ともいうべき「守禦器簿」並にそれらの破損の状況を記録した「折傷簿」等々がそれである。しかもこのような候官への報告は、単に簿録や文書類のみに止らなかった。「詣官」簿の中からいえば、L11と簡10はいずれも日迹すなわち天田の候望から帰って直接候官に報告したものであり、L30とL61は都尉府へ出頭したのち帰って復命したものであり、L29は戊卒とともに勤務地を離れていたものが帰還して報告したものであり、簡14のほかL51も内容は不明であるが一種の報告の類と解される。候官は以上のような各種の報告にもとづいて、候際の状況から吏卒の動静にいたるまで十分に把握することができたのである。しかも注意すべきことは、すでにみてきたところでも明らかのように、候官ではこれら報告類全般にわたって嚴重な査察を加え、候際の吏卒の勤務上のあらゆる不正と怠慢を摘発する監督の目をたえず光らせていた点である。これよりしても候官が候際を統率するということは、決して形式的なものではなかったことがよくうかがわれる。

「詣官」簿中の簡1は、あるいは郵便物遅延の釈明のために、簡Cのような中継の日時と中継者の記録を持参したものかもしれない。そして勤務成績のとくに悪い者はL2のごとく「職事母状」として候官で身がらを拘束することも行われたのである。またL33は、意味は第十候史の股が戊卒をひきいて出張作業中、戊卒のひとり第十三際卒高鳳が逃亡し、徐

武なる男と争って傷害を加えたのは、殷の監督不行き届きだというもので、おそらくL2と同様、彼も候官に身がらを拘束されたものであろう。

「召されて官に詣る」の他の用件としては、集議のための召集に応じて出頭するものである。漢代の政治の大きな特徴は、中央や地方を問わず集議が重視され、またさかに行われたことである。^③これは辺境の居延においても変りがなかった。たとえば

F 謂甲渠候官写移書到会五月且毋失期如律令

／掾要、守属延、書佐定世

四二・二〇

図三四〇

はおそらく「居延」都尉府から甲渠候官に宛てた書檄と思われるが、「文書を受取ったならば五月〔朔〕の早朝に会せよ、期を失するなかれ」と厳重に日時を指定して召集しているのは集議のためと考えられる。完全文書を欠くために内容は判明しないが、

G □官会月廿一日 /尉史遷臨

一二三・二三

図一五四

H 毋忽如律令・会月十六日

五五・二三

図二五三

甲三九三

のように「月の廿一日に会せよ」「月の十六日に会せよ」という表現をもった書檄類はおおむね集議のための召集と解してよいだろう。ローウェ氏の考証によると「詣官」簿のうちL1からL9までとL46は紀元前五六年ないしは紀元二年の年代が与えられ、L10からL38までは紀元前五五年ないしは紀元三年の年代が与えられるという。とすれば前者のグループではL8とL9、後者のグループではL19、L20、L21など複数の者が同日もしくは相い前後して候官に到着しているのも、集議のための召集に応じて出頭したことを傍証するものといえる。こうした候官での集議は候際の運営上の問題ももちろんあるが、多くは都尉府など上級官庁からの命令を伝達し、それをふまえて行われるもので、その中には命令を徹底させるという意図があったことはいうまでもない。また集議は、会日が一定していなかったために定期的な会合とはいえないが、「月の何日に会せよ」という表現からして、協議事項や連絡事項があるごとにかなり頻繁に開かれたものと考えら

れる。

以上のように「召されて官に詣る」よりして、候官が先ずその職掌として、上級官庁からの命令を下部の候や際に伝えて集議し、徹底させるとともに、他方では候際を統率し、職務上の違反や怠慢を嚴重に監視する任務をもっていたことが知られるであろう。

候官が常時の査察を通じて官吏の勤務評定を行っていたことは先のL2などの資料から明らかであるが、これとは別に法令の定めるところにしたがって官吏の勤務評定を行うのも、また候官の仕事であった。漢の官吏の昇進は功すなわち手がらと、勞すなわち勤務日数とによっていた。^④ 辺境の官吏といってもほとんどが武吏であるが、彼らは

I 北辺契令第四候長候史日迹及將軍吏勞二日皆當三日

一〇・二八 図二九 甲八七

とある北辺契令によって、勞二日が三日に加算される優遇措置が認められているほか、

J 功令第卅五士吏候長燕際長常以令秋試射以六為程過六賜勞矢十五日

二八五・一七 図三七一 甲一五四二

とある功令によって士吏、候長、際長らは毎年秋には弓射の試験をされ、成績優秀なものには勞が加算された。この功令第四十五の規定では各自矢12本を発射し、的中した矢6本を基準に、それ以上の成績をおさめると矢1本につき勞15日が与えられることになっていた。この弓射の試験を秋射という。「詣官」簿のうちL3は実際に秋射をうけるために射具を持参して候官に出頭したものであり、L27は射具を持参しなかったために弩で代用した記録である。いずれも秋射が候官で行われたことを物語っている。^⑤ 応劭の『漢官儀』によると、兵士の試験は八月に実施されるのが規定であった。^⑥ L3では八月に実施されているが、L27の場合は「月の廿八日に会せよ」との命令をうけて七月に候官に出頭している。このことからして、十月の上計に間に合わせるよう郡国の資料をそろえるためには、こうした辺郡の候官では七月ないしは八月上旬には秋射を行うのが慣習であったことがわかる。また

K 居延甲渠逆胡際長公乘王毋何

五鳳元年秋以令射發矢十二中帶六当

三二・九 圖二五五

甲一六六九

は逆胡縣長王毋何の五鳳元年の秋射の成績で、12本中6本が的中したことを記録したものであるが、秋射の結果はこのように個人ごとに記録され、候官ではこれを一括して他の勤務状況に関する資料とともに都尉府へ報告された。しかし労を賜わるいわゆる賜労の実際の認下は太守府において下された。

M 五鳳三年十月甲辰朔甲辰居延都尉德丞延寿敢言之甲渠候漢疆書言候長賢日迹積三百廿一日以令賜勞百六十日半日謹移賜勞名籍一編敢言之 一五九・一四 圖二五九 甲九四一

この簡は居延都尉の徳が丞の延寿と連名で、甲渠候官長である漢疆の報告書にもとづき、候長の賢に対して法令どうり2対1の割合で労を与えるよう上申した文書で、受信者は太守府の功曹であったと考えられる。「詣官」簿のうち簡15は、そうした手続ののち太守府の認可の通知をうけて労をもらうために候官へ出頭したものである。またL27の簡に「上功」とあり、同様な用語はL31、L52にも見える。この場合の功は手がらという意味よりは、むしろ勤務の実績を記録した履歴書ふうなものと解される。もしはたしてそうであれば、そうした履歴書は単に秋射の際だけではなく、L31やL52のように必要に応じて常時提出されたものであり、ことにL52の「平」を「評」の意に解するならば、時には評議にかけられることがあったのではなからうか。

さて昇進や除任は、以上のような勤務評定にもとづいて行われたことはいうまでもない。「詣官」簿中L12の簡は縣長から候史心得に拔擢されたものであり、L39とL54の兩簡は初めて縣長に任命されたものである。彼らが候官に出頭しているのは、候官で辞令をもらい赴任するためである。では当時、候官以下の官吏の任免権はどこにあったのであろうか。すでにのべたように候官長である候は秩は比六百石であった。また候の副官にあたる尉（塞尉）は

N ・ 右塞尉一人秩二百石 已得七月盡九月積三月奉用钱六千 二八二・一五 圖二六二 甲一五〇九

という俸給の受領簿により秩は二百石であったことがわかる。『漢書』百官公卿表によると、県令で千石から六百石、県

の丞や尉で四百石から二百石であるから、候は県令、尉は県の丞や尉の秩に相当する。したがって候官では候と尉の二人がいわゆる長吏であり、あとの士吏以下、候長、縣長にいたるまでいずれも百石以下の少吏であった。仮に候官を県におきかえるならば、これら少吏の任免はすべて県にまかされているのであるが、しかし漢簡をみるかぎりでは、候官の少吏の任免権は都尉府にあったようである。

○ 候長王疆王霸坐毋辨護不勝任免移名府・一事集封

八月丙申掾疆封

三一七・二二

図三二八

甲二四二七

これは発信文書を記録した簿録の断片で、上段から発信文書の内容、文書の数、発信月日と発信責任者名の順で記されている。内容は、候長の王疆と王霸がその任務に堪えず免職処分にしたにつき彼らの名を府に通知するというもので、発信責任者は掾の疆となっている。掾は都尉府以上の役所におかれる属官であるから、この文書を発信した官庁は都尉府か太守府ということになるが、太守府が直接に軍吏を免職してその名を都尉府に通知するとはまず考えられないから、疆は都尉府の掾であり、候官からの報告や資料にもとづいて都尉府で候長を免職し、その結果を太守府に報告したとみるのが妥当であろう。^⑦ただこれはあくまでも前漢時代の制度であって、『続漢書』郡国志にみえる県と同列におかれた候官までも属官の人事権がなかったというのではない。その点については別に検討する必要がある。

「詣官」簿の中でそのほか吏卒の勤務に関するものとしては、簡2に「官に詣りて自ら言う」とある。当時、個人的なことがらをおかみに申告する文書のことを爰書といい、その文体は「某自言」という形で始っていた。^⑧いずれの「自言」も同じ意味と解される。居延における爰書には貸借関係のものが特に多いところから、第十二懸長の長はあるいは後述のような借金の取立てを候官に訴えたものかもしれない。

またI 16、簡3、簡4は父母の喪のために休暇をとり候官に出頭したものである。またI 7と簡17は通行証に関するものである。符は『説文解字』に「符は信なり。漢の制は長さ六寸なるを以てし、分ちて相い合す」とあるように、竹や

銅や木の表に文字を記し、これを二分して別々に保管し、必要な時に両者を合わせて文字がもとどおりになれば、はじめて信用するものであった。軍隊の発動に用いられる銅虎符とか其の他の国家の重要事項の伝達に用いられる竹使符は、その典型であるが、符はまた通行証としても用いられた。

P 始元七年閏月甲辰居延与金閼為出入六寸符券齒百從第一至千左居官右移金閼符合以從事

第八

六五・七 図一

これは北の居延県から南の肩水金閼に出入の符を送った文書である。すなわち居延には符の左半分、肩水金閼には右半分をおき、この区間の通行にはそれぞれ与えられた符の半分の携帯し、両者の符を合わせて一つになったとき、通行証としての効力を發揮するのである。ただ通行証といっても広範囲の旅行に通用する契とは異り、符は特定の閼を通過する比較的短距離の往来に用いられた^⑨。L7の簡は臨之際長の威が候際に必要な薬を買うために候官に出頭して「封符」したとある。「封符」の意味は十分明らかでないが、「詣官」簿の諸例からも明白のように、詣官の下には必ず動詞がくるから封は動詞に読まねばならぬ。とすれば封は封印することであるから、「封符」とは文字どおりには符すなわち通行証に封印するという意味である。おそらくL7の場合、軍事地帯では薬が手に入らず、臨之際長の威は候官地区を出て居延県あたりまで行って購入する必要があったであろう。しかしその途中には居延県索閼があり、これを通過するためには符を携帯しなければならなかった。そこで候官に出頭して符を発行してもらう行為が、すなわち「詣官封符」であったと解される。したがってこのことから、候官はまた通行証を発行していたことを知ることができる。そしてこのような通行証の存在からいえば、先のL16、簡3、簡4はただ単に親の喪のために休暇をとり候官に出頭したというにとどまらず、同時に外出許可証をかねた郷里までの通行証を発行してもらうことも当然用件の中にふくまれていたといわねばならぬ。このことは、漢代一般民の通行証が県において作成発行されていることを考えると、軍事地帯の候官と内郡の県との間の職掌上の共通性を推測させるものである。

次に錢穀關係に目を転じてみると、先ず吏の俸錢を受取るために候官に出頭している。「詣官」簿の中ではL14、L34とL35、L49、簡7、簡9のほか、下半分を欠いているがL45もこれに該当するであろう。簡9に「禄」とあるのは、王莽時代の表現である。これらのケースでは、いずれも候長ないしは候史が代表して候の吏のほか候の管轄下にある際長の俸錢を受取る仕組になっていたようである。「部吏の奉を受ける」とは、そのような意味と解される。

候吏吏已取

Q 吞遠部 吞北際長為已取 今取三千六百 一二・二九 図二〇二

萬年際長已取

これは吞遠候での俸錢支払の明細簿の断片であるが、ここでは単に候の吏だけではなく吞北際と萬年際の二人の際長にも支払われているのが、何よりの証拠である。後述の食糧の受取りとは異り、俸錢の受取りには候長や候史など候の責任者が出かけているのは、それだけ現金の取扱には慎重であったことを物語るものであろう。

これら俸錢はすべて賦錢によってまかなわれた。

R 凡入賦錢卅万八千八十 二八五・二二 図三七一 甲一五四九

これは帳簿の最後にあたる部分すなわち帳尻で、甲渠候官に送られてきた賦錢の総計を記したものであるが、この中から俸錢が支払われたことは、たとえば

S 出賦錢八万一百 給佐史八十九人十月奉 一六一・五 図二九三 甲九五七

とある候官の金銭出納簿の断片より知られる。しかし賦錢は俸錢の支払いだけに用いられるものではなかった。もちろん賦錢の中に占める俸錢の比率はかなりのパーセンテージを占めたであろうが、そのほかにも候官や候際の必需品で買いととのえるべきものはすべて賦錢でまかなわれた。それは賦錢徴収の本来の性格からして当然である^⑩。ただその場合に、候や際に現金で渡すのは俸錢だけで、他の必需品はすべて候官で購入し、候際には現物を支給するのが建前ではなかったか

と考える。理由としては、先ず候や際で現金を使用しておれば他の例からいっても候官に宛てて報告した出納簿がなくてはならないはずである。しかるに破城子出土簡の中には多数の金銭出納簿の断片がありながら、それらの中には候際名を付したり、あるいは明らかに候や際の出納簿だと判定されるものが見あたらないことである。かえって

T 出錢四千五百 八月乙丑給令史張卿為市 二五八・四 圖二三六

U 出錢六十七 八月丁巳付尉史壽以買膠三斤 二六七・一二 圖二七一 甲一四〇三

のように候官の令史に現金を渡して買物をさせたり、同様に尉史に現金を渡して膠を買付けさせたりしている簿録があることは、購入の主体はもっぱら候官であったことを推測させる。理由の第二としては、仮に現金を支給されたところで現地でまとまった量の各種必需物資を購入することは不可能であるから、必需品の購入のためにはL7のように一度候官に出頭して通行証をもらい、軍事地帯以外の地まで出かけねばならず、結局は現金支給の意味がなくなるからである。したがって候際の必需物資は候官で購入した中から支給されるか、場合によっては候官に出頭し、そこで現金をもらって買ひに出かければよいわけで、L7は後者のケースであったに相違ない。つまり現金の取扱いは候官までで候際ははいっさい扱わず、例外は俸銭だけであったと考える。

ところで俸給が現金で支払われたということは、辺境地帯にかなりの貨幣流通があったことを想定しなければならない。事実それを裏がきするものとして、私的な賞売^{かゆろ}や賞買^{かひが}の盛行と、それに原因する多数の訴訟の記録が残されている。たとえば

V 長徐宗 自言責故三泉亭長石延寿焚錢少二百八十數責不可得 三・六 圖五六九 甲三三

は三燠際長の徐宗からの申し立てで、内容は三泉亭長の石延寿に貸した焚^{まき}の代金のうちまだ二百八十銭が不足しており、いくら催促しても返済しないことを訴えたものである。これなどは先の簡2の「詣官自言」の具体的な一例である。そこで候官は、債権者の訴えにもとづいて事実を調査し、事実と相違ないことが判明すると債務者に返済を命令する。「詣官」簿

のうちL46とL60はこうした手続の後、候官の命令をうけて返済金を候官に持参したものである。ただL46は「延水の卒の責銭を持って官に詣る」という言いかたをしているのに対し、L60では「官に詣りて負銭を還す」という表現をとっている。L60の場合は上半分を欠いているためにはっきりしたことはいえないが、あるいはこれは候官から借りた金を返済したのもかもしれない。もしそうだとすれば、候官が吏卒に金を貸すことがあったということになり、候官は辺境の軍事地帯の貨幣経済の中で更に重要な役割を演じていたことになるが、これは推測の域を脱しない。ともあれ「自言」という形式で行われる候官への提訴は貸借に関するものばかりではなかったが、しかし何についても貸借に関係するものが圧倒的に多かった。そうした吏卒の訴えをうけて、いっさいの後始末をするのが、また候官のつとめであった。

以上のべたところから、辺境の軍事地帯およびその周辺では内郡より定期的に送られてくる賦銭を中心に貨幣経済が発達していたことを知る。それはある意味では当時の中国で最も貨幣経済の進んだ地域であったといえるかもしれない。そうした軍事地帯にあつて公私にわたる経済生活の中心となつたのが、ほかならぬ候官であつたといえることができる。

また食糧すなわち穀物も候官から支給された。「詣官」簿のうちL10、L15、L22、L23、L24、L57にみえる「粟」とは食糧としての穀物の支給を受けることで、いずれも候官に食糧を受取りに行つた記録である。ほかにL47も下半分を欠いているが、このグループに入れることができる。部卒の部とは、先のL14などの部吏の部と同じく、候の管轄範囲を指していることばである。ここでは単に候の成卒だけではなく、所轄の各縣から若干名の成卒をつれて候官に出頭したものであろう。これはおそらく候に帰つたあとで分配する上での便宜のためと思われる。

W ・ 甲渠候官甘露五年二月穀出入簿

八二・六 図三一五 甲四六六

これは甲渠候官の甘露五年二月の穀物の出納簿の表紙に当るもので、候官では各月ごとに出納が記録された。またこうした穀物は

X ・ 甲渠候官神爵五年五月田官輸 ☒

二七一・一〇 図一七一 甲一四二四

のように田官から甲渠候官に運ばれたり、あるいは

Y 入粟大石二十五石 車一両 始建国五年六月令史受警家當遂里王護 一六・二 図三〇四

のように、王莽時代のものであるが居延の一般民から候官に納入されることもあった。しかし後者のようなケースはおそらく特殊であり、多くは前者のように田官を通して運ばれたものである。田官というのは農都尉系統の官である。『続漢書』百官志に「辺郡には農都尉を置いて屯田殖穀を主らす」とあって辺郡の農業を專管するのが農都尉であった。『漢書』食貨志にいうように、武帝の末年、居延一帯では搜粟都尉の趙過によって代田の農法が施行されて実績をあげたが、そうした代田経営およびその倉庫である代田倉の監理はすべて農都尉の管轄に属する。そして吏卒の食糧が代田倉から支給されていたことは、居延都尉府下の殄北候官通沢候所属の第二亭長関係の一連の穀物受領簿によって明らかにされている。^⑭

ただ問題は甲渠候官の中には吞遠倉とか第廿三（陰）倉、收虜倉といった倉庫があることである。^⑮吞遠も第廿三もいずれも候と際がおかれ、收虜は際^⑯がおかれた場所であるが、これらの倉庫がはたして代田倉なのかどうか。もし代田倉だとすれば、これらの倉庫もふくめて甲渠候官の食糧供給はいかなる機構になっていたのか。もしも代田倉でないとしたらいかなる種類の倉庫なのかといった疑問がおこる。これらは究極のところ、農都尉と軍都尉との機構並に管轄に關係する問題であり、別に関係文書の集成をまわって明らかにしなければならない問題である。

最後に残った「詣官」簿に省卒に関するグループがある。L 6、L 17、L 32、L 58 がそれである。省卒の省は省作などとも熟され、それはまた

Z 武成陰卒賈則 二月十五日省殄北罷留官 二五四・一七 図三二九 甲一三〇五

とある省と同じ用語である。この簡は戍卒の移動を記録したもので、意味は甲渠候官所属の武成陰の卒の賈則が二月十五日に殄北候官に省し、現在帰還して甲渠候官に残留しているというものである。この簡の例からすると、省というのは本来の勤務地を離れて一時他処に出張することを指すものらしい。したがって、こうした持場を離れた戍卒が省卒であり、

彼らが他処で作業することが省作である。「省卒を將いて（或は送って）官に詣る」というが、これだけの記録ではそもそも出張の目的地が候官なのか、それとも他処に行く途中に候官に立寄ったのか、もちろん仕事の内容など知るよしもない。ただL32の簡の下方に「駟望の卒の趙小奴は十二月と正月の食の配給を受けた」と別筆で書かれている。これから推測すると、省卒をひきいて候官に来たということの中には、本来の部署を離れて他処で仕事につく関係上、あらかじめ食糧の配給を受けるための場合もあったと考えられる。なお簡11は「候史蕭を將いて」とあり、また簡5には「部吏を將いて」とあっていずれも吏に限定されている。あるいは集議のための出頭であったのかもしれない。

① 『居延漢簡考釈』 釈文之部、商務印書館、一九四九。『居延漢簡』 考釈之部、中央研究院歷史語言研究所、一九六〇。

② 米田賢次郎「帳簿より見たる漢代の官僚組織について」（『東洋史研究』一四・一・二、一九五五）を参照。なお上計については鎌田重雄「郡国の上計」（同『漢代政治制度の研究』所収）を参照。

③ 拙稿「漢代の集議について」（『東方学報京都四三、一九七二』）を参照。

④ 大庭脩「漢代における功次による昇進について」（『東洋史研究』二二・三、一九五三）を参照。

⑤ 陳直「西漢屯戍研究」（同『西漢經濟史料論叢』所収、一九五八）によると、秋射は都尉府で行われたとする。都尉府に直属する吏とかあるいは騎士などは都尉府で実施されたであろうが、候官所屬の吏および候監の吏に対しては候官で秋射が行われたことは、これら破城子出土の「詣官」簿、L3、L27によって明らかである。

⑥ 応劭「漢官儀」上、民年二十三、為正一歳、以為衛士一歳、為材官騎士、習射御騎馳戰陣、八月太守都尉令長丞尉全郡試、課殿最。

⑦ この場合、候官にも掾がおかれたとして候官で候長を免職し、その名を都尉府に報告したとみることもまったく不可能ではない。ただ候

官に掾がおかれた例が他に見あたらないことと、また居延殷胡縣長龍山里公乘樂喜年卅 徙補甲渠候史代張赦

三・一九 圖五二六 甲四

のように居延候官の候長が甲渠候官の候史に昇進していることから、二つの候官にまたがる異動が行われている点、少吏の任免権は都尉府にあったとみるほうが穏当である。

⑧ 大庭脩「爰書考」（『聖心女子大學論叢』第二集、一九五八）を参照。

⑨ 大庭脩「漢代の関所とパスポート」（『石浜先生還暦記念論集』一九五四）を参照。

⑩ 傳給に関しては米田賢次郎「漢代辺境兵士の給与について」（『京都大学人文科学研究所創立廿五周年記念論文集』一九五四）を参照。

⑪ 拙稿「漢代人頭税の崩壊過程」（『東洋史研究』一八・四、一九六〇）を参照。

⑫ 徐宗に関しては他にも次のような爰書がある。

三堆縣長徐宗 自言竊胡亭長寧就舍錢二千三百卅四資不可得

三・四 圖五二七

⑬ 注⑨の大庭論文を参照。

⑭ 森鹿三「居延漢簡の集成——とくに第二亭食簿について——」（『東

方学報京都二九、一九五九）を参照。

⑮ 倉庫の簡は次のようなものがある。

・吞遠倉建昭五年七月己丑以□□ 一九八・三 図二二三

・第廿三廩倉建平五年十一月吏卒当食者案及穀簿 二八六・七

図二四二

・收虜倉河平元年七月穀出入簿 一三五・七 図二〇四

⑯ 簡番号六八・八七の簡に「收虜士吏」とある。すると收虜には陰だ

けでなく候もあったことになるが、收虜候としては一例も発見されていない。ここではいちおう除として扱い、疑問を付記しておく。

⑰ 九月己酉卒吾丘受迹盡丁丑積廿九日（下略）

九月庚戌卒黃輔省作廿一縣

九月癸亥卒孫安世省作廿一縣 一四五・三三 図一八七

四

以上、破城子すなわち甲渠候官の遺址から出土した「詣官」簿を中心に「詣官」の内容の分析から候官の機能をさぐってみた。その結果、候官は基本的には都尉府と前線の候際の中間にあつて候際を統轄し、都尉府の命令を候際に伝え、前線の状況を都尉府に報告するパイプ的存在であつた。しかし運営に当つては頻繁に集議を開いて命令を徹底させ、候際より提出される各種報告類には厳重な査察を加え、職務上の違反や怠慢を厳しく監視した。とくに後者の場合は官吏の勤務評定を同時にかねており、時に職務怠慢のかどで身がらを拘束することもあつたが、これとは別に候官では年一回、秋射とよばれる勤務評定が行われた。そしてこれらの資料にもとづいて官吏の昇進や任免が行われたのである。そのほかに辞令の交付、吏卒の提訴の処理から休暇の手続、通行証の発行など、すべて候官の仕事であつた。また内郡から送られて候官に届いた賦銭は吏の俸銭の支払のほかは原則として候官にプールされ、候官の責任において必需品の購入その他にあてられた。したがつて候際では金銭は扱わず、必需品はすべて候官より現物で支給されるのが建前であつた。このことは候官が吏卒どうしの借金の返済に職権をもつて介入することもふくめて、辺境軍事地帯における公私の経済生活の中心であつたことを物語っている。また食糧としての穀物の支給も候官を通して行われた。このようにみえてくると、候官は軍事基地といつても単なる軍隊の駐屯地としてではなく、兵站基地として重きをなしていたことが知られる。しかも候官の職掌

の中には県とも共通するものがあり、また候官長たる候が県令と同秩であるという類似点があるが、それらを除外しても、候官が吏卒の公私の生活全般にわたって深く関与している点、辺境にかぎらず軍事地帯では県にかわるものとして候官がおかれるにいたる一つの理由をうかがうことができるであろう。

ただはじめにものべたように、この小論は「詣官」簿という簿録の断片をもとに候官の機能の一端をさぐったに過ぎず、文中に提起した多くの仮説を立証する作業とともに、より詳細については後日の候官文書の集成をまって明らかにしなければならぬ。

なお最後に「詣官」簿について一言つけ加えておく。第二節にあげた「詣官」簿を一覧して気づくことは、候官への出頭者が候長、候吏、士吏、際長といったいずれも候や際の吏ばかりで、戊卒の「詣官」簿が一例もないことである。では戊卒がまったく候官へ行かなかったかという点、決してそうではない。たとえば居延都尉府などより甲渠候官に宛てられた郵便物は第七際、第八際、第十際の戊卒が候官に届けている^①。また食糧を受取るために、あるいは省卒となって候長や際長に引率されて候官に出頭した諸例はすでに前節でみてきたところである。したがって「詣官」簿中に戊卒の単独の簡がないことからして、戊卒は単なる運搬や作業に従事するだけで、候官と候際との間の主要な連絡とか、あるいは俸給や食糧をはじめとする各種物品の授受などは、すべて吏の責任において行われたものであったことがわかる。すなわち「詣官」簿とは、そうした候際の責任者が候官に出頭した際の着到簿であり、記録にはかならなかった。

① 拙稿「居延漢簡疑案考」を参照。

nishu of *Settsu* was established after the fifth year of *Tenmon*. Besides, I add the reason why the regime ruined, that is, why *Miyoshi Nagayoshi* 三好長慶 rose up.

A Consideration on *Suiko* 出挙

by

Y. Funao

The note of the dead men of *Bitchiu* 備中 charged with *Taizei* 大税 in the eleventh year of *Tempyo* 天平 in the *Syosoin-Documents* 正倉院文書 is a precious resource for studying concretely on *Syozei-suiko* 正税出挙 in relation to the individual peasant. In this article, I'll reinvestigate how *Suiko* 出挙 really was mainly through the analysis of this document.

As the result of that investigation, it is asserted that landlords below the rank of *Gunji* 郡司 made skillful use of the institution of the debt immunity of the dead and that they managed the *Syozei-Suiko* system privately and I examine the process on which they controlled the peasantry under their influence by public and private *Suiko* 出挙 and made themselves conspicuous.

An Essay on the *Hou-kuan* 候官 Appeared in *Chu-yen* 居延 Archives in the *Han* 漢 Period

—Especially on the 'Yi-kuan Pu' 諸官簿

Found in *P'o-ch'eng-tzu* 破城子—

by

H. Nagata

Han dynasty had been suffering from the *Hsiong-nu* 匈奴 invasion from the early days, but under *Wu-di* 武帝 *Han* began to take offensive. In 115 B. C. *Han* succeeded in driving the *Hsiong-nu* away from *Ho-*

hsi 河西 district into the north of the Desert. Four counties, *Chang-yi* 張掖, *Ch'iu-chuan* 酒泉, *Tun-huan* 敦煌 and *Wu-wei* 武威, were set in that district to clear the way to the western countries and protect it against the invading *Hsiung-nu*. In 1930 a lot of wood-plate archives were found in *Ohu-yen*, a military base at the front. They are called *Chu-yen* Archives.

In this article I would like to investigate into the functions and duties of the *hou-kuan*, which has hardly been studied until now, by using a series of archives found in the grave of *Chia-chu-hou-kuan* 甲渠侯官. I will call them '*Yi-kuan Pu*' for the present. After investigating them I came to the conclusion as follows; *Hou-kuan* is a mediator between *Tuwei-fu* 都威府, the headquarters and *hou-tu* 候隊, a force at the front; He command the *hou-tu*, delivers the order of *Tu-wei-fu* to the *hou-tu*, and on the other hand, tells the condition of the front lines to *Tu-wei-fu*; Putting the duties into practice he often calls a meeting to make the order thoroughly understood; He inspects the reports presented by the *hou-tu* strictly, keeps a close check on the violation and negligence of the officials and soldiers; *Hou-tu* does all the office works about them; In addition to the delivery of the provisions, he takes charge of the military fund sent from the inner counties, and buys the requisites for the *hou-tu*; We must pay special attention to it that *hou-kuan* takes a leading part in the public and private economic life in that district.

会費納入についてのお願

総会で、水津会計担当理事から報告のありましたように、雑誌生産費をはじめとする諸費の高騰によって本会の経済状態は非常に苦しくなっております。とりわけ紙不足という事態もからみ、本誌の刊行がおくれることも考えられます。

訂正

本誌五十六卷三号に掲載された佐竹靖彦氏論文「義の觀念の社会的展開について——殷周以前漢——」のうち、第一期図Ⅰ(六十九頁)と第二期図Ⅱ(七十頁)の図表がいかかります。

一九七三年八月二五日印刷 定価四五〇円
 一九七三年九月一日発行
 史 林 (第五六卷第五号)

発行人 史 学 研 究 会

京都市左京区吉田本町
 京都大学文学部内
 理事長 佐 伯 富

印刷所 中村印刷株式会社
 京都市下京区西七条御所ノ内中町五〇